

令和5年度新規採用栄養教諭研修 実施要項及び実施手引

鳥取県教育センター

目 次

鳥取県公立学校の教職員としての資質の向上に関する指標【栄養教諭】	1
実施要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
提出様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
実施手引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6

※本実施要項及び実施手引における表記について

- ・市町村（学校組合）教育委員会を市町村教育委員会と表記する。
- ・市町村（学校組合）立学校を市町村立学校と表記する。

鳥取県公立学校の教職員としての資質の向上に関する指標【栄養教諭、学校栄養主任、学校栄養職員】

令和2年4月1日 鳥取県教育委員会

観点 指標の配慮項目番号 キーワード	ステージ	栄養教諭							
		学校栄養職員		学校栄養主任					
		キャリア スタート期 (教員養成 完成時・ 採用時)	育成期(第1ステージ) (1~5年目)	向上期(第2ステージ) (6~10年目)	充実期(第3ステージ) (11年目以降)				
					第2ステージの経験をもとに、職務に関する専門性をよりいっそう高め、広い視点から学校運営に積極的に参画するとともに、指導的立場としての力量及び管理の立場としての力量(マネジメント能力)を高める。				
					充実期前期 (11~15年目)	充実期後期 (16年目以降)			
素 養	①理解力、教育の愛情 ②専門的知識・技能 ③創造力、対応能力 ④自覚、協調性、倫理観 ⑤教養、人権意識	①理解力、教育の愛情	児童生徒に対する深い理解と教育的愛情を有している。						
		②専門的知識・技能、指導力	食に関する専門的な知識・技能と実践的な指導力を有している。						
		③創造力、対応能力	課題解決に向けた柔軟な発想と対応能力を有している。						
		④自覚、協調性、倫理観	組織の構成員としての自覚と協調性を有するとともに、教育公務員(公務員)としての倫理観、及び法令順守の精神を有している。						
					⑤教養、人権意識	社会人としての豊かな教養、優れた人権意識を有している。			
食に関する指導	② 教育課程の編成、教育の方法及び技術	各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> 「栄養教諭」 <ul style="list-style-type: none"> 食に関する指導に係る全体計画 年間指導計画 単元構想 学習指導案 	<ul style="list-style-type: none"> 「学習指導要領」の趣旨・内容を踏まえた食育の視点と理解し、地域の食育推進計画及び食育に関連する教科・領域の年間指導計画を把握し、食に関する指導に係る全体計画を作成するとともに、児童生徒の実態に応じた給食の時間及び教科等における食に関する指導に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 「学習指導要領」の趣旨・内容及び地域の食育推進計画を理解し、指導計画の作成を図りながら、学年や教科の系統性を踏まえた食に関する指導に係る全体計画及び年間指導計画の工夫・改善を行うとともに、児童生徒の実態や学校、地域の特色を生かした給食の時間及び教科等における食に関する指導に取り組む、専門性の向上を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「学習指導要領」の趣旨・内容を踏まえ、食育の推進を図るとともに、児童生徒の実態や学校、地域の特色を生かした給食の時間及び教科等における食に関する指導に取り組む、専門性の向上を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「学習指導要領」の趣旨・内容を踏まえ、食育の推進を図るとともに、児童生徒の実態や学校、地域の特色を生かした給食の時間及び教科等における食に関する指導に取り組む、専門性の向上を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 校長の示す学校教育目標や学校として目指す方向性、及び教育活動の在り方を踏まえ、学校の特色化・魅力化づくりに積極的に関与している。 地域の食育推進計画の改善や策定に参画するとともに、地域の特色や課題を考慮した学校における食育の中心的役割を果たしている。 	
		【学校栄養職員】	<ul style="list-style-type: none"> 食に関する指導に係る全体計画 年間指導計画 単元構想 学習指導案 	<ul style="list-style-type: none"> 「学習指導要領」の趣旨・内容を踏まえた食育の視点と理解し、地域の食育推進計画及び食に関する指導に係る全体計画を把握し、児童生徒の実態に応じた給食の時間及び教科等における食に関する指導に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「学習指導要領」の趣旨・内容及び地域の食育推進計画を理解し、指導計画の作成を図りながら、学年や教科の系統性を踏まえた食に関する指導に係る全体計画及び年間指導計画の工夫・改善を行うとともに、児童生徒の実態や学校、地域の特色を生かした給食の時間及び教科等における食に関する指導に努め、専門性の向上を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「学習指導要領」の趣旨・内容を踏まえ、食育の推進を図るとともに、児童生徒の実態や学校、地域の特色を生かした給食の時間及び教科等における食に関する指導に取り組む、専門性の向上を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「学習指導要領」の趣旨・内容を踏まえ、食育の推進を図るとともに、児童生徒の実態や学校、地域の特色を生かした給食の時間及び教科等における食に関する指導に取り組む、専門性の向上を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 校長の示す学校教育目標や学校として目指す方向性、及び教育活動の在り方を踏まえ、学校の特色化・魅力化づくりに積極的に関与している。 地域の食育推進計画の改善や策定に参画するとともに、地域の特色や課題を考慮した学校における食育の中心的役割を果たしている。 	
給食管理及び児童生徒理解・指導	③ 学校経営④ 児童及び生徒理解、教育相談、進路指導及びキャリア教育、いじめ・不登校対策⑤ 特別支援教育等	給食管理	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の施設設備や調理工程等を理解し、学校給食実施基準に沿った栄養管理を行うことができる。 ・地域の生産者や関係機関と連携し、学校給食に地産物や郷土食を積極的に取り入れている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の成長や地域の特性を踏まえた栄養管理を行うとともに、適切な評価や改善に努めている。 ・地産物や郷土食を取り入れた学校給食を食に関する指導に活用し、食育の推進を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の成長や地域の特性を踏まえた栄養管理を行うとともに、適切な評価や改善に努めている。 ・地産物や郷土食を取り入れた学校給食を食に関する指導に活用し、食育の推進を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態に沿った栄養管理のあり方について関係者と共有し、課題の解決のための指導助言を行うことができる。 ・地域と連携し地産物の活用を充実させるとともに、学校給食を活用した食に関する指導を計画的に行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の給食管理及び学校給食運営において、積極的に関与している。 ・学校教育活動全体を通じた地産物の活用促進を行うとともに、食生活の改善や食文化継承に関する啓発を行っている。 		
		衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理の重要性を理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食衛生管理基準を理解し、適切な衛生管理のために日常点検及び指導助言を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当する学校給食施設の設備や人員の状況を踏まえ、適切に学校給食衛生管理基準を運用することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調理従事者や調理場などの衛生管理について日常的に評価や改善に努めるとともに、学校における衛生管理などを含め適切な指導助言を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心な学校給食提供のため、衛生管理の徹底について指導の役割を果たしている。 		
		食に関する相談、生徒指導及びいじめ・不登校対策	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導、教育相談に関する基礎理論・知識を習得している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する相談や生徒指導を適切に行う上で必要な理論や技法について理解するとともに、必要に応じて食物アレルギー等の児童生徒の特性や家庭環境等を把握し、個に応じた必要な指導・支援を行っている。 ・児童生徒の食に関する課題について、関係教職員への報告・連絡・相談を密に連携しながら、課題の解決に向けて積極的に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態を的確に把握し、個に応じた適切な指導・支援を組織的に継続して行っている。 ・児童生徒の食に関する課題について教職員間で連携を図るとともに、課題の解決に向けて、関係教職員及び関係機関と連携しながら組織的に対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の児童生徒の実態を的確に把握し、担任や学年団の相談役になるとともに、関係機関等との連携を積極的に図るとして、組織的な対応ができる体制づくりに努めている。 			
		特別な配慮を必要とする児童生徒への指導	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な配慮を必要とする児童生徒への指導に関する基礎理論・知識を習得している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態把握に基づいた「個別的教育支援計画」、「個別の指導計画」を把握し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携しながら、「個別的教育支援計画」に基づき「個別の指導計画」の作成に参画し活用を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織的な校内支援体制を構築し、関係機関等と連携を図りながら合理的な配慮を行っている。 			
学校運営・教職員連携	⑥ 学校運営の他の教職員との連携及び協働の在り方	学校安全への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・給食管理における危機管理、及び学校教育の社会的・制法的・法的・制法的・社会的・制法的理解に関する基礎理論・知識を習得している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食における食物アレルギー対応、異物混入対応、食中毒対応等、安全安心な給食の提供のための危機管理のあり方について理解している。 ・調理場における問題点を把握し、課題の解決に向けた報告や協議を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食における食物アレルギー対応、異物混入対応、食中毒対応等のマニュアルを整備し、積極的に提案や改善を行っている。 ・学校給食の安全について高い意識をもち、積極的に資質の向上を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食における食物アレルギー対応、異物混入対応、食中毒対応等の危機管理を組織的に推進している。 ・災害等、不測の事態における安全安心な学校給食の提供のあり方について理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食における食物アレルギー対応、異物混入対応、食中毒対応等の危機管理について、関係機関、学校、家庭、地域など協力体制を構築している。 		
		家庭・地域とつながる力	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会に貢献することについて、自分たちの考えを持ち、実行しようとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・地域と連携し、児童生徒と共に育んでいる関係性を築いている。 ・関係機関等と連携し、業務の充実を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・地域・関係機関等と連携し、組織的な対応をしながら児童生徒の指導を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・地域・関係機関等との連携に努め、必要な情報を収集・発信しながら、学校課題の解決に向けた校内体制を構築している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭、地域等との連携、調整役として、保護者や地域等の協力を得ながら学校課題の解決に向けた取組を推進する役割として率先して行動している。 		
		組織として連携・協働する力(同僚、関係機関、異職種)	<ul style="list-style-type: none"> ・集団で業務を遂行する際、自らの役割に応じて適切に行動し、力を発揮している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職や同僚の指導・助言を受けながら、組織の中における自らの役割や責任を自覚するとともに、その一員としての業務を遂行している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同僚と協働しながら適切に業務を遂行するとともに、関係機関・異職種との連携を適切に行っている。 ・学校全体を広く見渡す視点に立って、自校の特色について把握し、その特色を生かして業務の充実を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校課題の解決に向けて、関係機関・異職種との連携を計画的かつ積極的に図り、組織力を向上させている。 ・組織全体について、自己の経験を生かしながら内外の環境要因を広く見渡し、その特色を生かした「チーム学校」(効果的・効率的な組織)としての教育活動を展開している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な学校課題の解決に向けて、教職員間や関係機関等との連携・協働体制の構築に向けて、校長を補佐しながら「チーム学校」(効果的・効率的な組織)作りを努めている。 ・教職員の意見を積極的に吸い上げるなど、風通しのよい職場作りにも努めるとともに、働き方改革の推進に取り組んでいる。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・各期(ステージ)において、学校教育目標の達成に向けて管理職及び同僚と協働しながら取り組むとともに、取組の継承や後継者育成を意識しながら業務を遂行している。 									

※ 必要に応じて、「児童生徒」は「幼児児童生徒」と読み替える。

实施要項

令和5年度新規採用栄養教諭研修実施要項

鳥取県教育委員会

1 目的

新規採用栄養教諭研修は、新規採用栄養教諭に対して、現職研修の一環として1年間の研修を実施し、教員としての使命感を養い幅広い知見を習得させるとともに、特に栄養教諭に必要とする食に関する指導における専門的な知識・技能に関する研修を実施し、実践的指導力を養うことを目的とする。

2 対象

- (1) 新規に採用された小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校の栄養教諭を対象とする。
- (2) 鳥取県教育委員会（以下「県教育委員会」という）又は市町村（学校組合）教育委員会（以下「市町村教育委員会」という）は、その所管する学校の新規採用栄養教諭について、1年間の新規採用栄養教諭研修を受けさせる。

3 研修内容及び日数

- (1) 教育センターが企画する研修は、5日とする。
- (2) 食に関する指導の授業実践は、1日実施する。

4 提出文書

市町村立学校又は県立学校が実施する授業実践に関する研修報告書

5 保存文書及び保存期間

校長は、以下の文書の写しを令和5年度の配置校に5年間保存する。
・令和5年度新規採用栄養教諭研修報告書（様式〔新栄〕）

6 校内指導体制

- (1) 校長・副校長及び教頭は、必要に応じて新規採用栄養教諭の指導及び助言にあたる。
- (2) 校長は、新規採用栄養教諭が校外における研修を受ける間、必要に応じて、その職務が他の教職員によって補完されるよう配慮する。
- (3) 校長は、研修担当教員（当該学校の教員を充てる）を中心とした学校全体としての協働的な研修体制を確立する。
- (4) 研修担当教員は、校長・副校長及び教頭の指導のもとに授業実践の企画、立案、指導教員及び他の教職員との連絡調整にあたりるとともに、新規採用栄養教諭に対して全体的指導及び助言を行う。
- (5) 他の教職員は、校長・副校長及び教頭の指導のもとに、指導者として新規採用栄養教諭の指導及び助言に協力する。

提 出 様 式

令和5年度新規採用栄養教諭研修報告書

学 校 名	
新規採用栄養教諭氏名	
研修担当教員氏名	
授業実践に対する所見 (1) 研修担当教員の所見	
(2) 校長の所見	

※指導案等を添付すること。

实施手引

令和5年度新規採用栄養教諭研修実施手引

I 研修計画について

「新規採用栄養教諭研修の研修内容例」のとおりとし、授業実践が教職員組織や学校の実態に応じて実施できるように配慮する。

新規採用栄養教諭研修の研修内容

研修の区分	日数	研修内容	所管
校内研修（1日）	1日	・食の指導に関する授業実践	市町村立学校 又は 県立学校
県教育委員会が企画する研修 （5日） ※選択研修1日を含む	3日	教職研修（初任者研修と一部合同開催） ・教員としての服務 ・社会人としての接遇の仕方 ・鳥取県学校教育の現状と課題 ・自己成長のマネジメント 等 選択研修 ・教育センターが実施する専門研修、 島根県教育センターとの連携講座、島根大学との連携講座から1つ選択し受講する。	教育センター
	2日	専門的な内容の研修 ・学校給食及び食育の現状と課題 ・食に関する指導の全体計画 ・食に関する指導 ・個別的な相談指導 等	体育保健課

（注）県教育委員会が企画する研修の一部は、非集合型遠隔研修及び非集合型動画配信研修で行う。その際、校長等は勤務時間内に研修を実施するための十分な時間と研修に集中できる部屋を確保する。

II 令和5年度新規採用栄養教諭研修に係る文書の提出について

市町村立学校

1 文書の提出の流れ

- ・教育センターは、各市町村教育委員会に文書の提出について通知を行う。
- ・各学校から各市町村教育委員会への提出方法は、各市町村教育委員会の指示による。
- ・提出の際のファイル名は次のとおりとする。
ファイル名：【学校名 対象者名】様式 [新栄]
- ・各市町村教育委員会は、所管の各学校から提出のあった文書ファイルを取りまとめの上、学校業務支援システムの文書連絡機能で回答する。

2 文書の提出期限

- ・各学校から各市町村教育委員会への提出期限は、各市町村教育委員会の指示による。
- ・各市町村教育委員会が学校業務支援システムの文書連絡機能で回答する期限は、次のとおりとする。

市町村立学校	市町村教育委員会	県教育委員会	
		教育局	教育センター
提出する文書		提出期限	
研修報告書 (様式[新栄])	市町村教育委員会から 示された期日	令和6年 2月22日(木)	令和6年 3月1日(金)

県立学校

教育センターへの文書の提出

- ・教育センターは、各学校に、文書の提出について通知を行う。
- ・各学校は、文書ファイルを取りまとめの上、電子メールで教育センターに提出する。
- ・提出の際の提出先、件名及びファイル名は次のとおりとする。
提出先：教育センター宛ノートメール
件名：【学校名】文書名の提出について
ファイル名：【学校名 対象者名】様式 [新栄]

各学校から教育センターに文書を提出する期限は、次のとおりとする。

提出する文書	提出期限
令和5年度新規採用栄養教諭研修報告書(様式[新栄])	令和6年3月1日(金)